

選挙公報掲載申請についての注意事項

◎ 掲載申請の期限

- 掲載文の掲載申請は選挙の期日の告示のあった日の午後五時までに選挙管理委員会に提出してください。
- 掲載申請の期限経過後に申請されても受理できません。

◎ 提出書類

- 選挙公報掲載申請書 一枚
- 選挙公報掲載文 一枚
- 候補者の写真 二枚

◎ 選挙公報の印刷

- 候補者が提出された掲載文を写真製版で印刷します。

◎ 掲載する大きさ

- 原稿用紙と同じ大きさです。

◎ 記載方法

- 原稿用紙の記載面（青色方眼の部分）に記載してください。
- 原稿用紙の罫線は掲載文を記載する際の便宜のためで、印刷には表われません。
- 原稿用紙の上下は厳守してください。
- 掲載文は、黒色の色素により記載してください。
- 掲載文に図・イラストレーションなどを記載できませんが、それらの面積は、掲載文を記載することができる面積（氏名欄及び写真欄を除く。）のおおむね二分の一を超えてはなりません。
- 原稿が不鮮明であったり、誤字、脱字、汚損又は折れ目等はそのまま印刷に表われますからご注意ください。
- 掲載文を他の上質の白紙に記載したものを原稿用紙にはって提出してもさしつかえありません。

◎ 原稿用紙の氏名欄

- 氏名欄（右の部分にある の部分）には、候補者届出書又は推薦届出書に記載された候補者の氏名（ふりがなを除く）のみを縦書で記載してください。
- したがって、氏名のふりがな、党派等は記載できません。
- 通称使用認定書を交付された候補者にあつては、その通称（ふりがなを除く）のみを縦書で記載してください。
- 候補者の氏名以外の事項は記載できません。

◎ 原稿用紙の写真掲載欄

- 写真掲載欄（右の部分にある ○ の部分）には何も記載しないでください。

◎ 選挙公報の品位保持

- 掲載文には、他人の名誉を傷つけもしくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をするなどいやくも選挙公報としての品位をそこなうものを記載してはなりません。

◎ 前記注意事項の制限に違反して記載された部分については、選挙公報に掲載できませんので、くれぐれもご注意ください。

◎ 候補者の写真

- 候補者の写真は手札サイズの濃淡のはっきりした白黒写真で光沢紙のものに限ります。
- 撮影は選挙の期日前三箇月以内にしたもので、上半身、無帽、正面向きで背景は無地に限ります。
- 写真は原稿にははらずに、必ず別添の「写真提出用封筒」に入れて提出してください。